



国家にならないインドを構想したガンジーの憲法草案 ——主権を70万の村が持つ「村共和国」——

ダグラス・ラミス

去年の8月から

インドにいる。デ
リーにある「発展
社会研究センター」

(Centre for the Study of Developing Societies; CSDS) の研究員になっている。なにを研究して
てもかまわないという条件の一年契約なので、

最初インド独立直後の憲法制定会議の討論を
読もうと思った。つまり、歴史の中で最も偉
大な非暴力勢力であつたといえるインド国民
会議がそのまま憲法制定会議になり、どのよ
うな議論をして、今の極めて普通の、軍事力
のある、戦争のできる憲法を作成したのだと
うか、を知りたかった。しかし、憲法制定会

議の議事録を読み始めると、これは研究テー
マにはならないとわかつた。なぜなら、その
ような議論はまったく見当たらないからだ。

そしてこの憲法制定会議は一九四六年から一
九四九年、つまり、ちょうど日本国憲法が公
布された時、活躍したので、その日本国憲法
についての発言があつたはずだと思ったが、
それも見当たらない。

◆インド国民会議の国家構想◆

インド国民会議は政治の常識をひっくり返
すよう勇ましい非暴力独立運動を開いて、
イギリス帝国をインドから追い出しがたが、そ
の独立運動は成功して、今度自分の国家を作
る段階になつたら、その非暴力の原理を国家
に組み込むことを問題外にしたらしい。

その選択を批判できる立場にいる人はいな
いだろう。軍事力を持ち、戦争ができる国家
をつくる、または軍事力のある国と軍事同盟
をつくる、ことは珍しくなく、極めて平凡な
選択だ。そして当時のインドでは、憲法制定
会議の選択は軍隊をつくるかつくるいかで
はなかつた。長い伝統を持つてゐるインド國
軍が既に存在してたし、もしかすると、イン
ド国民会議より力のある組織だつたかもし
れない。そして、独立に伴つてインドとパキ
スタンとの分裂があり、インド国軍はもう戦
争状態に入つてた。そのような状況の中で、
憲法制定会議が軍隊と戦争を放棄する憲法を
選ばなかつたことは驚くことではないが、議
論なしでそう選んだのが幾分意外だ。インド

（アヒムサ）を厳密にまもつたが、そのアヒム
サは国家に当てはまらなく、国家は軍隊を持
つものだという固定観念を疑うことができな
かつたのだろうか。

◆インド国軍とガンジーの非暴力思想◆

では、ガンジーもそうだつたのだろうか。
私はインドへ来てから、「ガンジーは国軍を
否定しなかつたよ」と何度もインド人に言わ
れた。そしてガンジーの長い一生の中で、彼
は何回かそのように読める発言をしたのは確
かだ。たとえば……

「臆病者のように己の不名誉の無力な觀察
者になる、あるいはそうあり続けるよりも、
インドは武器を取り己の名譽を守つた方がい
いと思う。」

また一九四七年、インドの独立政府がイン
ド軍をカシミールへ派遣した時、ガンジーは
次のように言った……

「単純な事実として、パキスタンはカシミー
ルを侵略した。インド軍の部隊はカシミール

に入ったが、それは侵略ではない。」

たしかに前者の発言はガンジーの思想を理解するため、極めて重要なと思う。彼が考えた非暴力は、無抵抗無活動という意味ではないことがこの発言ではつきりしている。これは暴力の肯定ではなく、暴力非暴力の問題以前に、抑圧に対して積極的に抵抗することが大前提だという考え方だ。ガンジーは、スプハス・チャンドラ・ボースのようにイギリス帝国に対しても武装抵抗をした人を一貫して批判したが、しかしにも抵抗しない人、あるいはイギリス帝国の暴力に協力した人より高く評価した。その判断は「暴力肯定」ではない。

また後者の発言だが、人は反戦非暴力の立場をとった場合、侵略戦争と防衛戦争との重要な違いがわからなくなることはないだろう。実際この際のガンジーの判断（つまりペキスタン軍は侵略者で、インド軍はそうではない）は正しかったかどうかをともかくとして、そのように区別したことが「戦争肯定」という意味ではないだろう。

◆ガンジーのインド憲法案◆

そして、ガンジーの次のような発言もある。

「もし私が政府の責任者になつたとしたら、私はべつの道を辿る。なぜなら、私の下に軍隊も警察もないからだ。」

実はインド国民会議が、成功にともなつて、「非暴力活動組織」から「主権国家を作る組織」へ化け始めると、ガンジーはその組織か

ら離れて、憂鬱になる。彼は「民族の父」(Father of the Nation)になつていたが、「國家の父」(Father of the State)になれる人間ではなかつた。インド国民会議になんの地位ももたなくなるし、憲法制定会議にも参加しない。もちろん彼が憂鬱になつた主な理由はパキスタンとの分断のことだつたが、憲法制定会議がやつてることに対する彼の違和感もうひとつの中だつたらしい。

つまり、ガンジーは別の憲法案を持つていた。彼は政治学者ではないので、系統的でまとまつた「憲法案」という文章を書いたわけではないが、彼の講演やエッセイの中で何回もその憲法案に触れた。彼の弟子であつたスリーマン・ナライヤン・アガルワル (Shriman Narayan Agarwal) は、憲法制定会議がガンジーの案を無視していたとわかり、ガンジーの憲法についての破片的な発言を集め、『自由インドのためのガンジー的憲法』(Gandhian Constitution for Free India) といふ本にまとめ、一九四六年に出版した。この本には前書きとして、ガンジーからの手紙が載せられていて、本の中身は自分の考え方と「大体合つている」と書いてある。

この本には、ユートピア構想として、モア、フーリエ、オーウェン、サン・シモン、モリスなどのユートピア構想と並んで、評価と研究の対象になるぐらいの中身があると私は思うが、実は絶版品切れでなかなか手に入らないし、ガンジー研究書の中でもあまり触れら

れていない。なぜだろう。モアたちの理想郷構想は「不可能」という前提で読まれているので、怖くない。しかしガンジーは、もしインド国民会議に実現する意思があれば、そののだ。読む人は、その案の意味を考える前に「これは現実的ではない」と否定して、頭から払つてしまふ傾向があるのでなかろうか。たしかにガンジーの憲法はラディカルだ。

「国家は濃縮して組織された形になつた暴力だ。個人には魂はあるが、国家は魂のない機械で、自分の存在が依存している暴力から引き離すことが不可能だ」と書いたガンジーは、国家にならない憲法を提案した。その提案の基本は次のとおりだ。

「独立は下からはじめなければならない。したがつてそれぞれの村はすべての権力をを持つ共和国、つまりパンチャヤートになる。」この憲法案について解説を書く人は、よく「共和国」の代わりに「共同体」とかのようないい、もっと曖昧な言葉に入れ替える。しかし

ガンジーは、パンチャヤート＝村議会は共和国、つまり主権を握つていての政治形態になると書いた。近代国家は「主権在民」の原理に基づいていることになつていて、それは具体的には、定期的な選挙の形にしかならない。ガンジーの憲法は、主権在民の原理をその極端な形として具体化する。つまり主権を首都から奪つてそれぞれの村に配る。インドには

七十万の村があるので、この憲法案が文字通り実現されれば、世界の主権国家の数はうんと増えて、国連総会議事堂は混むことだろう。（だが実際には、この案によると、その七十万の村共和国はゆるい連盟のような全インドパンチャヤートをつくることになっているので、その連盟から一人だけの国連大使が選ばれるだろう）

◆メインの「村共同体」やクロポトキンの「協同扶助論」、マルクスの「コミューン」◆

ガンジーはイギリスの歴史学者メイン(Henry Sumner Maine, 1854-1869)から影響を受けたらしい。十五年間イングランドに住んでいたメインは、特に彼の『西洋と東洋における村共同体』(Village Communities in the East and West)では、古代の村は事实上独立かつ自立した共同体であり、法、人権、民主政治の根源である、と説いた人だ。特にインドのパンチャヤートは昔から村の統治権を握って、上に国王あるいはマハラジャがいても、村レベルであまり影響を受けていなかつたようだ。

したがつてガンジーの憲法案は、人類が一度も経験したことのない政治形態ではなく、インドの歴史に基づいたものだ。この考えはクロポトキンの『協同扶助論』に近いし、ロシアの伝統的な農村コミュニーンは近代共産主義的なコミュニーンにそのまま変身できるかもしれないと考えた後期マルクスと比較すると興味深いだろう。

しかし、そういう思想家の村のイメージ

と、ガンジーが考案したパンチャヤート制度には、大きな違いがある。それは、その国家を形成しないインドは基本的に非暴力であるということだ。それは消極的な非暴力ではなく、それぞれ七十万の村の村民は、みなサティヤグラーハ、つまり、非暴力抵抗活動、の訓練を受ける。これは「まあ、おそらく誰も侵略してこないだろう」という甘い平和主義なのではなく、侵略不可能な、ハリネズミのような国構造だ。

◆濃縮して組織された形の平和◆

アガルワルの本には、村から間接的に選ばれた全インドパンチャヤート（国連、またはEUのような組織かな）の機能として、「インドを海外からの侵略から守る」と「有事の際、国内の治安を維持するための保護者部隊を設ける」ことが入っている。確かに、「パキスタンとの分裂から守られた混乱におちいつていた当時、後者を入れないと説得力がなかつたのだろう。しかし、全インドパンチャヤートは、国連総会と同じように、主権を握つていいないので、その権限の下でできた保護者部隊には、国連の公務員と同じように、いわゆる正当な暴力の権利はないだろう。そして前者、つまり国を守るという機能とはどういう意味だろうか。軍隊を設けるとは書いていないし、現実問題としてこのような政治形態の構造なら、軍隊を設けることは不可能だ。軍隊を設けるのには、主権のある、権力を握つている、

交戦権をもつて中央政府が必要だ。ガンジーの憲法案には、その「濃縮して組織された形になつた暴力」である国家を解体して、その替わりに「濃縮して組織された形の平和」の組織を設けることになっている。主権は村にあるので、全インドパンチャヤートの「国を守る」役割は、村のサティヤグラーハ活動を整理したり調整したりすることにすぎないだろう。

ガンジーが、日本国憲法のように、「国の交戦権はこれを認めない」というはつきりした言葉を使わなかつことは、残念かもしれない。しかし、ある意味でガンジーの憲法案と日本国憲法の平和国家案はお互いに補足的である。日本国憲法の方が、言葉として戦争をはつきりと否定しているが、「濃縮した暴力としての国家」をそのまま残しているので、その国家は平和憲法を守ろうとしない。ガンジーの案は、その言葉は日本国憲法ほどはつきりしないが、戦争のできない、軍隊を設けられない組織になつていて。

日本国憲法のことを初めて出会う人は衝動的に「無理」と否定して、そしてその憲法のよさからなにも学ばないことがよくあるだろう。憲法を実現する運動をしている人は、ガンジーの憲法案をすぐ「無理」と否定しなければ、そこから学べることがあるかもしれない。

(だぐらす・らみす、政治学者、沖縄在住、本会会員)